

令和3年度「体育・スポーツ施設に関する調査研究」

仕 様 書

令和3年10月8日
スポーツ庁参事官（地域振興担当）

1 委託事業名

令和3年度「体育・スポーツ施設に関する調査研究」

2 事業の目的

体育・スポーツの振興に資するため我が国における体育・スポーツ施設の設置者別現在数や施設の開放状況等を明らかにし、今後のスポーツ振興施策の企画・立案に必要な基礎データを得ることを目的とする。

3 成果物

報告書5部と電子媒体（PDF及びWord、Excel等のオリジナルデータ）によって納品すること。

なお、電子媒体に関しては、以下のデータを含めるものとする。

- (1) エラー値等のデータクレンジング後の調査票すべて
- (2) (1)を集計したローデータ

4 委託契約期間

委託契約締結日 ～ 令和4年3月25日

5 委託事業の内容

「2 事業の目的」を踏まえ、以下(1)～(3)のとおり体育・スポーツ施設に関する調査研究をするために係る一連の事業を実施すること。

(1) 調査の実施

①調査の方法

- ・体育・スポーツ施設現況調査の内容(資料1)について調査票(資料2)をもとに作成した専用webサイト経由で回答を行うオンライン調査で実施すること。OSについては、microsoft社のwindowsに対応したものとし、webブラウザに関しては、Internet Explorer、Microsoft Edge、Firefox、Google Chrome上で入力・操作可能なものとする。
- ・調査を円滑に進めるため、スポーツ庁と協議の上、調査回答上の手引等を作成し、教育委員会等の負担軽減を図るため、調査依頼時に周知すること。
- ・調査票については、前回調査のプレプリントを作成し、調査を実施すること。
- ・未実施の教育委員会等には、リマインド連絡等を実施し、確実に回収すること。

②調査に必要な情報の整備

- ・スポーツ庁から提供される情報に基づき教育委員会等から問い合わせがあった場合は記録を残し適宜更新を行い、適切に管理すること。

③集計作業の実施

- ・入力に不備がある調査票は速やかに教育委員会等に確認し、正確に集計すること。

④調査票の検票、エラーチェックの実施

- ・ 検票に当たっては、必要に応じて逐次記録し、修正箇所と修正内容が分かる一覧表（以下「検票レポート」）を作成すること。
- ・ 検票レポートについては、MS Excel【xlsまたはxlsx】形式で保存すること。
- ・ エラーチェックについては、回答内容に矛盾がないかどうかロジックチェックを行うほか、次の事項について必ず実施すること。

時系列審査

過去の数値と比較して、増減数、増減率を確認し、著しい増減が生じていないか等、特異な傾向を示していないかを審査する。

社会経済情勢からみた妥当性のチェック

特に新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、妥当な内容となっているか審査する。

⑤ローデータの作成

- ・ 集計した結果について、調査票ごとにローデータを作成し、提出すること。
- ・ ローデータについては、MS Excel【xlsまたはxlsx】形式で作成すること。

(2) セキュリティ

①情報漏えい等の防止

- ・ 各工程において、情報漏えい等、不具合の発生について防止措置を講ずること。
- ・ 事業全体を通じて機密の保持や個人情報の取扱いの遵守を図るために必要な措置を講ずること。
- ・ 集計に当たっては、情報漏えい防止のための措置を十分講ずること。
- ・ 入力作業時におけるセキュリティを確保するとともに、不測の事態にも迅速に対応すること。
- ・ 事業全体を通じて想定されるリスク（個人情報及び機密情報に関する破損・紛失・漏えいなど）を最小化するための方策を講ずるとともに緊急事態や不測の事態に対応するための対応マニュアルを作成し、その履行に必要な体制を整備すること
- ・ なお、本事業の遂行に当たっては、本件業務の遂行に当たっては、情報セキュリティの確保のために、以下の文書の最新版を参照し、準拠、遵守すること。

・ 文部科学省情報セキュリティポリシー

※文部科学省セキュリティポリシーは非公表の資料であるが、契約締結後に受注者が文部科学省に守秘義務の誓約書を提出した後に開示する。

・ 政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準（令和3年度版）

・ 政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン（令和3年度版）

※詳細については内閣官房セキュリティセンターホームページ

(<https://www.nisc.go.jp/active/general/kijunr3.html>) を参照すること。

(3) 事業全体の連携・マネジメント

①事業全体に関する体制

- ・事業の各工程の連携を図るとともに、全体のマネジメントを適切に行うこと。
本仕様書に示す業務を確実に実施する体制を確立すること。
- ・事業のスケジュール・進捗状況や経理状況を適切に管理するとともに、事業全体の業務分担、関係機関との間の役割や責任を明確化すること。

6 応札者に求められる要件

(1) 要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「(2) 要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は、必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、技術審査委員会において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価は別添の総合評価基準に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

1 実施内容

1-1 事業の実施方針

- * 1-1-1 仕様書記載の本事業内容について全て提案されていること。
〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。〕

1-2 事業方法の妥当性、独創性

- * 1-2-1 事業の内容、方法が明確になっていること。〔仕様書に示した内容以外の独自の調査の実施に係る提案がされていればその内容に応じて加点する。〕
- * 1-2-2 事業の実施・分析を行う方法が妥当であること。〔方法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。〕

1-3 作業計画の妥当性、効率性

- * 1-3-1 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。

2 組織の経験・能力

2-1 組織の類似事業の経験

- * 2-1-1 過去に類似の事業を実施した実績があること。〔類似事業の実績内容により加点する。〕

2-2 組織の事業実施能力

- * 2-2-1 事業を遂行する人員が確保されていること。
- 2-2-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していればその内容に応じて加点する。
- * 2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

3 業務従事予定者の経験・能力

3-1 業務従事予定者の類似事業の経験

- 3-1-1 業務従事予定者が過去に類似の事業を実施した実績がある、又は過去に委員会の運営をした実績があればその内容に応じて加点する。

3-2 業務従事予定者の事業内容に関する専門知識・適格性

- 3-2-1 事業内容に関する知識・知見を有していればその内容に応じて加点する。

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

- 4-1-1 以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば望ましい。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）
- ・認定段階3
- ・プラチナえるぼし認定企業

・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）

- ・旧くるみん認定
- ・新くるみん認定
- ・プラチナくるみん認定

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定

※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。

7 検 収

スポーツ庁は、受託者が納入した納入品につき、仕様書の記載事項が満たされていることを、スポーツ庁、受託者双方の立会いのもとで確認したことをもって検収とする。

8 守秘義務

受託者は、本調査事業の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏えいしてはならない。

受託者は、本調査事業に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本調査業務以外に使用しないこと。

9 届出義務

受注者は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

10 協議事項

この仕様書に記載されていない事項、又は本仕様書について疑義が生じた場合は、スポーツ庁と適宜協議を行い決定するものとする。